

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項及び森林法の一部を開始する法律（平成23年法律第20号）附則第5条第1項の規定により、京都市森林整備計画の一部を変更しました。

なお、一部を変更した計画は、平成24年4月1日よりその効力を生じるものとし、下記の場所にて縦覧に供します。

平成24年4月18日

京都市長 門川 大作

縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地
京都市役所内
産業観光局農林振興室林業振興課
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1
京北合同庁舎内
京都市産業観光局京北農林業振興センター

(産業観光局農林振興室林業振興課)